

ハルチン、ルン、ビュレン 天保八より十二まで

九 井ルム、ハルリツン 在職僅一月して没

十 シヨワン、タイレル 天保十二より弘化二まで

十一 ゼームス、カ、オルク 弘化二より嘉永二まで

十二 サヤリ、タイロル 嘉永二より三まで

十三 ミルラルド、ヒルモール 嘉永三より六まで

此代より始めて使事となりて、
を日本より遣る

十四 フランクリン、ピールセ 嘉永六より安政四まで

十五 ブカナン 安政四より文久元まで

十六 アブラハム、リンコルン 文久元より慶應二まで

此代より三十四國の内十ヶ國、
自よりし、ゼキソン、デ弁スを立て、
南方の

大領領とん。是に於て南の二部を合
て。四ヶ年の間戦争有り。去慶應二年
北部勝利を以て一筋に併しリン
colnを刺殺の爲に弑せられたる
十七
ジョンソン
慶應二年より

○医家より用ひる^{ヒル}棋の考

医家より棋を用ひて血を吸ふ^{ヒル}。

大人小兒共に通用すべき良法あり。然るに
西洋医書に記す。用ひる棋の枚甚少し。小
兒ハ一條二條を過るゝと云ふ。大人といふも
六條八條乃至十二條を過るゝと云ふ。極めて
稀なり。然るに此方より試みて。棋の吸ふ血
量甚少くして功を成すは足らず。故に
増して數十条を過りて始めて功を成す
事を得たり。是れあり。是れ医家の常より疑

西匠常用
蟻の真形

蟻血を
吸ふときハ
痛を覚ゆ
血を吸ふ支
甚多し



生くる時の大さ

死にたるもの

を存する所なり。然るに今冬友人田中芳男
フランス國の博覧會より歸り。彼に匠家常
用の蟻を携へ來り。形を全く此方の物
と似てゐる。大さ遙に異なり。右の
図の如し。其吸ふ所の血を多きと痛を
すくゞりて知るべし。余一見多年の疑
を消し。喜々堪へず。輒ち此を所記し。
田中芳男云。和産にも西洋種に如

き棋多きよりある。血れども其稀なりし
る常用は供さるゝと云ふ。常用の者
を同種なり。小きものなり。別はヒル
の名あれば。血を吸ふて多き者粒
種あり。云々。詳あり。その中物産
の書に就きて知るべし。

西洋雜誌卷三

逐月刊行 卷四

西洋雜誌

江戸開物社

定価貳匁

西洋雜誌卷四

楊江漢夫輯錄

各國在位帝王の名并に即位の年厯略表

大日本 今上皇帝御諱睦仁^{ムツヒト} 慶應三年
即位あり

清朝 同治帝 文久二年即位
フランス帝 ロウ井スナボレオン 嘉永四年即位

オロシヤ帝アレキサンドル第二 安政二より

イギリス女王ヒクトリヤ 天保八より

アメリカ聯邦 合衆 大統領ジョンソン 慶應二ヨリ

オーストリア帝フランシス、ヨーゼフ 嘉永元ヨリ

プロイス王井ルムオ一 文久元より

イスパニヤ女王マリア、イサベルラオニ 天保四

より

ポルトガル王ジョージ五 文久元より

トルコ帝アブデュルアジズ 文久元より

オランダ王井ルムオ三 嘉永二より

ベルギー王リオポルドオニ 慶應二より

ローマ法王ピウスオ九 弘化三より

イタリヤ王ヒクトル、イマニウエル 文久元より

ギリシヤ王ジョージオ一 文久三より

ズエーデン及ノルワイ王チャルレスオ十五 安政

六より

デ子マルク王キリスチヤン第九 文久三より
ス井ッス各合衆國及び領無し
ゼルメン諸國去年プロイスの戦争より南北二部
に分る其大略西洋各國一覽表圖の末に記
せり尚詳あることも次巻に記せざるべし

○北部同盟國 プロイスを盟主とす

サクセン王 ジョワン 安政元より
メクレンブルグスエーリン公 フレデリキ、フランス 天保

十三年より

オルデブルグ公 ニコラース 嘉永六より

サクセン、ウイマル公 チャルレス、アレキサンドル 同上

メクレンブルグ、ストレルツ公 フレデリキ、井ルレム

安政元より

ヘスセン、カッセル公 フレデリキ、井ルレム 第一弘化四より

プロシヤ、ベルグ公 井ルレム 天保二より

サクセン、メーニンゲン公 ベルナルド 即位の年未詳

サクセン、コブルグ、ゴッタ公エルンスト第二 弘化元より
アンハルト、デッサウ、ケテン公リオポルト、フレデリキ

文化十四より

サクセン、アルテンブルグ公エルンスト、フレデリキ

嘉永六より

アンハルト、ベルンブルグ公アレキサンデル、チャルレス

天保五より

ワルデキ侯、ジオルジ、ヒクトル 弘化二より

ハッペ、デトモルド侯、ポウル、フレデリキ 嘉永四より

スワルスブルグ、ソンドルソウセン侯、フレデリキ、チャル

レス 天保六より

スワルスブルグ、ルデルスタット侯、フレデリキ、ギュンデル

文化四より

リウス、スレーツ侯、ヘンリー、オオナ 安政三より

シャウモンブルグ、リッペ侯、ジオルジ、井ルム 文化四より

リウス、グレイツ侯、ヘンリー、オオナ 安政六より

○南部同盟國

バイエレン王^ベキシミリヤン^ニ 嘉永元より

ユルテムベルグ王^井ルム^一 文化十三より

バーデン公^フレデリキ 安政三より

ヘスセ^ンダルムス^ト公^ロデウ^エイ^キ^三 嘉永元より

リキセムブルグ公^和業王より之を兼ね是

市北部^二有り^一 俗^一 會^二學^三に^加りし^一や否

未詳

南アメリカ州ブラシル帝^ペドロ^二 天保二より

エジツト王^イス^メイル 文久三より

エジツト元^トル^コに^属し其王^爵を^巴札^と稱

す文久二年トルコを離れて獨立^すとあり

其他^二は^一洩れ^るを^追て^後卷^二に^記す^一

○褒功私説

神田孝平述

西洋諸國を^パテ^ントといふ事あり譯^せれ

る^事あり^アメ^リカ^は合^衆を^採

みんけ設計殊に盛りして國勢を強固院と
稱する一大役所を設け國中其パテント事務
を掌らしむる内事務宰相の支配より今其制
度を考ふるに譯し其舊法といふものと
軍功政績を褒賞するの謂ふとありて妙術
奇器等を新に發明せし功を賞するの事係
り蓋し妙術奇器等の事と未だ其屬する
ものなりとも百工は事を見えてかたせざる
者なりれども即ち其發明の功を以て民を困る國
を富むの本源とも稱するを得て西洋の各
國必ち其を悉くパテントを授けり専ら右の由縁
と云ふなり

我輩より我邦人民の風智を思ふに古より法
の技藝を好む者も亦此を然とすも今其を
西洋人の手係はされば大に及ぶる所なり
又此より西洋人の技藝を講究するを以て

又父志を起して果さざれば子志を継ぎ其
子志を傳ふれば孫志を継ぎ遂に成業
と申されば止む事なきなり俄に之を以て
我邦人の風習とお異なる者なりと知れども
其能く此の如く刻苦する所以を察すればお儀
あるに似たり只パテントの設け方と云ふ
さればパテントの必要なるおと疑をあたふ
所なれば何卒其お度を知るに取調くと思
へども如何とせん其書は獨り偶々之を
りても固陋淺學の弊は解さざるは明か
く之を為す事を止むべきは追々見ゆと
て此頃より少くは所なるが如く覺られ
之は基きし私説を敷衍し所々爰は愚
述とすべし
凡そ新番妙術等を練習する大抵人
の好む所なれば其心力を盡し
て之を成すべし

ありては誠意を傾きて嘗て悔ひざる者あり
斯くて發明し得る所はたありて其事他人は
學ばざる秘の事なれば必用いふに能くも所
あり其もあらずなり時其も忽ち世より流
傳し軒の發明き一歩人といふもたまたま處
し得ざるに世より之を以て許すの利益をば
者なり況や新發明を爲す程の人ハ多く能
力又乏しく性も自ら悔を樂くこと能くは難し
利権あるもの、寵給を受け其業貴ぶれば身
中どれどきにも有功の人より時人癖人亦の
機を破つたもの者なり是皆技藝を愛するの政を
施すよりなり又技藝を愛するとして新發明
の事ある毎之を褒賞すれば根は新事を爲す
毎用の技を挿し褒賞を徴せんとするより
されば技藝のその褒賞の政をすれば益する
其弊なり有るに付し解る者あり然るを

年限中も株主の許の外も余人をして安んず
之を徴しあるを以て煩悩せしめん蓋年限を以て
譯も良法のいつまでも普く國中に廣くしざ
るを謀りてなり又年限の長短ハ株主の元手
を戻し勞を續けしむるの利分を以てき來月
を計りて之を定むる也（蘭人ハラタマ曰或は
十年或は百年定法あり鐵道の如きも凡そ
百年を期しん今硫脂局を日本に作るに政府
堅固を以ては五年に水されば之を欲せんと）又
役所より之を請負し運んずるも株主より
お金の運上を以てするも有し又株主の外に
其の勞を徴せんと欲する者ありは株主（熟識し
若干の揚錢を納め株主の許を賣るも有り
し）その他役所も年々の新發明を悉く
記録し年々下りしを悉く公布しなり
是をパテントの制度の大畧と西洋并合英國等

右の通り制度なる故に一事を發明し又を
傳習し傳へ者あれば大なる利を得るなり
例に國中人民舉て憤勵し次第に材藝を國に
富玉の源ともあるなり方今我邦の人民材
藝は於てハ珠西洋人又及ぶる者なりと雖一旦
西洋の法に倣ふパテントの制度を設けし人民
の材藝俄に上達するとあるべし假令吾國未嘗有の
發明を爲すも能くば西洋人の是と爲し
置きしを學び傳へる程の事なり
西洋人數百年の苦心力を費して發明せし
を今我易に學び傳へるに誠得る世の法と所謂
濕多しと粟を極むの弊とて是程利あるべし
且試に一例を舉げて之を云ふと此は横濱に異
人より写真鏡の法を傳へし來る者なり其内實
と云ふことおぼれど大槩を云ふと此は秘の元を
を費ししなり其後都下にてその法を傳へし